

農業に伴う野焼きについて

農家の皆さまへお願い

～やむを得ず、実施する場合の留意事項～

適法な焼却施設以外で廃棄物（ゴミ）を燃やす『野焼き』は
廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止とされています。

* 農業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却については、禁止の例外とされていますが、
この場合であっても、次のような配慮が必要です。

農業を営むためにやむを得ない野焼きとは？

- ・畑の剪定枝の焼却
- ・稲わらの焼却
- ・田畑の畦草の焼却 など

消防署へ焼却行為の届出を！

南アルプス市火災予防条例 第45条1項の規定により、
火災と紛らわしい煙または火災を発生おそれのある行為を
しようとする者は、消防署長への届出が必要です。

南アルプス消防署 TEL：055-283-0119

八田消防署 TEL：055-285-0119

実施に際してのお願い事項

- ・声掛けや回覧などで、事前に周知してください。
- ・周囲の住宅環境に配慮し、煙や臭いに関する苦情が出ないように努めてください。

留意事項

- ・可燃物や燃えやすい物の近くでは、焼却を行わない。
- ・風向きに注意し、風の強い日には焼却をしない。
- ・一度に多量の焼却はせず、少しずつ燃やす。
- ・水バケツなどの消火用具を必ず準備する。
- ・燃えつきるまで決してその場を離れず、必ず消火を確認する。
(燃えつきたと思っても、再燃する場合があります。)
- ・焼却するものをよく乾燥させ、大量の煙が出ないよう工夫する。

* 消防署への届出は、火災予防の観点から設けられたものであり、屋外焼却が合法化されるものではありません。



南アルプス市役所 農政課
環境課
JA南アルプス市 営農経済部営農指導課

TEL282-6207

TEL282-6097

TEL283-7134

家庭ごみ・事業ごみの 焼却は禁止です！



廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、廃棄物の野外焼却を禁止しています。

【例】

- ・ 家庭から出たゴミや廃品の焼却
- ・ 解体した家屋から出た木くずや廃畳等の焼却
- ・ 事業活動で出た紙くず等の焼却
- ・ 霜害を防ぐための廃タイヤ等の焼却
- ・ 農業でマルチングやビニールハウスに使用したビニール類の焼却

【例外】

- ・ 廃棄物処理基準に適合した焼却炉でのゴミの焼却
排ガス処理装置等を完備した焼却炉でのみ可能です。
- ・ 災害の応急対策や復旧のために必要なゴミの焼却
- ・ 農業者や林業者が行う稲わらや伐採した枝等の焼却
- ・ 「どんど焼き」など風俗習慣又は宗教行事を行うための焼却
- ・ キャンプファイヤーなど学校教育及び生涯学習活動を行うための焼却
いずれの場合もビニール、プラスチックなどゴミを燃すことは出来ません。
また、焼却に際して周囲の住宅環境に配慮してください。

◆法律に違反して野外焼却を行った場合は、以下の罰則の適用を受け処罰されます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16の2、同法第25条1項
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金

みんなで協力して違法なゴミの野外焼却をなくしましょう！

南アルプス市環境課
TEL 282-6097